

インドネシア個人データ保護法の下位規則草案の概要

アジア/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2023年10月16日号

執筆者:

[村田 知信](#)

to.murata@nishimura.com

[Ikang Dharyanto](#)

i.dharyanto@nishimura.com

[難波 早登至](#)

sa.namba@nishimura.com

[Made Grazia Valyana Ustriyana](#)

g.ustriyana@nishimura.com

1. 初めに

インドネシアでは、2022年10月17日に制定された個人データ保護法（Law No. 27 of 2022 on Personal Data Protection）（以下「PDP法」という。同法の概要は[こちらの](#)ニュースレターを参照いただきたい。）が2024年10月に施行される予定である。同法の制定からおよそ1年が経過した2023年9月、通信情報省（the Ministry of Communications and Informatics）（以下「MOCI」という。）は、PDP法の施行に関する政府規則（以下「本規則」という。）の草案（以下「本規則草案」という。）をパブリックコメント募集のために公開した。

本規則草案は、245の条文から構成された180ページ以上に及ぶ草案であり、PDP法の規制の詳細を相当程度明らかにしている内容となっている。PDP法の内容はEUのGDPRの影響を強く受けているが、本規則草案も同様にGDPRと類似した枠組みが採用されている規制が多い。本規則は、単なる拘束力のないガイドラインではなく、施行後は法的拘束力を有するものであるため、事業者がPDP法対応を実施する際には、本規則の内容を正確に理解し遵守することが非常に重要となる。

2. 本規則草案の概要

本規則草案は、以下の10章で構成され、個人データの管理者及び処理者が遵守すべき規制の詳細は主に下記①から⑤に規定されている。

- ① 一般条項
- ② 個人データ
- ③ 個人データの処理
- ④ 権利及び義務
- ⑤ インドネシア域外（国外）への個人データの移転
- ⑥ 国際協力
- ⑦ 個人データ保護機関の権限
- ⑧ 行政処分・措置
- ⑨ 紛争解決及び手続法
- ⑩ 廃止規定

以下では、本規則草案で詳細が定められた規制のうち重要なものをいくつか紹介する。

(1) 個人データ該当性

PDP 法は、通常の個人データである「一般個人データ」の他に、健康、生体認証、遺伝的特徴、犯罪歴等を含む「特定個人データ」を別途定義し、特定個人データを処理するために、データ保護影響評価の実施及びデータ保護責任者（Data Protection Officer）の任命を求めている。

PDP 法では、上記「一般個人データ」には、組み合わせにより個人を特定する個人データが含まれることが明示されているが、本規則草案は、当該組み合わせ方法について一定の指針を定めている。具体的には、組み合わせの方法として、直接参照、参照マッピング、トライアングレーション等が含まれ、パブリックドメインにおいて利用可能なデータは組み合わせられるデータに含まれることが明示されている。

また、PDP 法は、上記「特定個人データ」に該当するデータを例示列挙したうえで、「法令等が定めるその他のデータ」も「特定個人データ」に該当する旨定めているが、本規則草案は、MOCI が当該「特定個人データ」を追加指定するためのメカニズムを規定している。すなわち、MOCI は、PDP 法に基づき設立される PDP 庁（PDP 法の管轄官庁）と連携して、一定のデータについて、データ主体に対して大きな損害（差別による損害、物理的・非物理的損害及び法令違反による損害を含む。）を与える可能性がある場合には、当該データを「特定個人データ」に指定する権限を有する旨が規定されている。

なお、PDP 法は、GDPR と異なり、「特定個人データ」を処理する場合でも「一般個人データ」を処理する場合でも、満たすべき適法性の根拠に違いは存在しない（すなわち、「特定個人データ」であってもデータ主体の同意取得が原則とされず、正当な利益等に基づき処理可能である。）。この点は本規則草案においても、特段追加の規制は課されておらず、当該建付に変更はないようである。

(2) 正当な利益に依拠したデータ処理

PDP 法は、GDPR と類似した適法性の根拠を規定しており、その一つに正当な利益が含まれている。本規則草案は、正当な利益を個人データ処理の法的根拠とする管理者は、正当な利益の評価・分析、すなわち、個人データの管理者の利益とデータ主体の権利のバランスに関する評価・分析を実施し、結果を文書に記録しなければならない旨を定めている。本規則草案には、当該評価・分析は、個人データの処理によってデータ主体が法的に損害を受けないことを保証し、かつあらゆる悪影響を緩和するために実施されるべきであると規定されているが、具体例等は規定されていない。

また、本規則草案は、管理者が、正当な利益に依拠した個人データの処理について、データ主体に通知することを義務づけている。そして、データ主体が当該処理に異議を述べる場合、管理者は当該個人データの処理を中止しなければならない旨を定めている。

(3) データ保護影響評価

PDP 法は、GDPR と同じく、高いリスクを伴う個人データの処理について、処理を開始する前にデータ保護影響評価（Data Protection Impact Assessment）を実施する必要がある旨を定めている。高いリスクを伴う個人データの処理とは、例えば、自動処理のみに基づく意思決定行為で法的影響を及ぼすもの、特定個人データの処理、大規模なデータ処理、データ主体の権利を制限する処理等である。

本規則草案は、データ保護影響評価を実施する際に、体系的に個人データ処理活動を文書化すること、個人データの処理の必要性等を評価すること、データ主体の権利を保護するためにリスク評価を実施すること、特定のリスクからデータ主体を保護するために講じた手段を文書に記録すること等を義務付けている。また、個人データ保護責任者が関与する場合、当該責任者によるガイダンスが求められ、文書に記録されるべきとされている。さらに、個人データの処理に関するリスクに変化があった場合は、管理者は定期的に影響評価を再実施しなければならないと、かつ、データ主体を守るために必要な措置を講じなければならないとされている。他にも、管理者は、データ保護影響評価の実施過程において、とりわけ個人データの処理がデータ主体に対して物理的・非物理的損害を与えるおそれがあり、それを緩和・回避するために実行可能な技術的・組織的な手段がない場合には、PDP 庁にガイダンスを求めることができるとされている。

上記のようなデータ保護影響評価の枠組みは GDPR と非常に類似しているため、GDPR に基づくデータ保護影響評価の経験がある事業者は、当該影響評価の方法や結果に依拠し易いと思われる。

(4) 越境移転規制

PDP 法は、個人データを国外に越境移転する管理者に対し、大要、①個人データを受領する国が少なくともインドネシアで求められるものと同等のデータ保護水準を維持していること、②国外の個人データを受領者が十分かつ拘束力のある個人データ保護措置を講じていること、又は、③データ主体の同意を得ていること、のいずれかの要件を満たすことを求めている。

【①の要件について】

上記①の要件として、本規則草案は、管理者に対し、個人データを受領する国がインドネシア法と同等又はより高い水準の個人データ保護水準を満たしていることを確認することを要求している。本規則草案は、当該確認のために、インドネシア当局が何らかの形で個人データ保護水準の評価・決定（GDPR における充分性認定のような決定）を行うことを想定しているようにも思われる内容となっているが、未だ詳細は不明確である。

【②の要件について】

また、本規則草案によれば、以下が存在する場合、上記②の十分かつ拘束力のある個人データ保護措置が講じられていると認められる。

- a. 個人データの移転者が所在する国と個人データを受領者が所在する国の間における国際的合意。

- b. PDP 庁により提供される個人データ保護のための標準的契約条項。
- c. PDP 庁により承認された企業グループのための拘束的企業準則。
- d. PDP 庁により認められた個人データ保護のためのその他の十分かつ拘束力のある措置。

上記の枠組みも GDPR に類似しており、特に、域外移転のための要件として、GDPR のように当局が策定する標準的契約条項の利用が義務付けられる枠組みは東南アジア地域では珍しく、注目に値する。

【③の要件について】

さらに、PDP 法上、管理者は上記①及び②のいずれもが満たされない場合の措置として、データ主体からの同意に依拠することができるが、本規則草案は、同意に依拠して域外移転を実施するためには下記の各要件を充足する必要があると定めている。

- a. 当該域外移転が繰り返されないこと。
- b. 当該域外移転により移転されるデータの主体の数が限定的であること。
- c. 当該域外移転が、個人データの主体の利益又は権利及び自由を害さない規定を履行するために必要であること。
- d. 管理者が、リスク評価を行い、かつ適切な保護措置を講じていること。
- e. 管理者が、域外移転の内容及び域外移転によって実現される正当かつ差し迫った利益について、PDP 庁及びデータ主体に報告していること。

このように、本規則草案においては、同意に基づく域外移転が認められるのはあくまで例外的場合であることが明らかにされている。当該枠組みも GDPR に類似していると言える。

【域外移転影響評価について】

本規則草案は、PDP 法に規定されている上記①から③の要件の詳細の他に、PDP 法には規定されていない域外移転影響評価の実施義務を規定しているため、留意が必要である。すなわち、本規則草案によれば、個人データを域外移転する管理者等は、個人データの域外移転の必要性、域外移転によるデータ主体の権利に対する潜在的な影響等を評価する義務を負うとされている。当該評価の実施のための詳細なガイドラインは、今後 PDP 庁が定める下位規則において示されるとされている。

なお、少なくとも本規則草案上は、個人データが域外移転される場合は、上記①の要件を満たすときを含め、常に域外移転影響評価の実施が必要とされているように読める。これは、充分性認定を得られている国への移転の場合は域外移転影響評価を実施する必要がない GDPR とは異なった枠組みだと言えるが、今後 PDP 庁が定める下位規則等によって要件が限定される可能性はあると思われる。

(5) その他

上記の他にも、本規則草案は、PDP 法が定める規制について様々な内容を定めている。以下では、実務上重要と思われる論点に関する規定をいくつか紹介する。

- a. 処理者との契約：PDP 法は管理者が処理者と締結する契約に定めるべき内容について具体的に規定していないが、本規則草案は、この点について具体的な規定事項を定めている。なお、当該契約はインドネシア語で作成される必要があるとされている。
- b. データ処理の記録：PDP 法は管理者及び処理者が負うデータ処理の記録義務の内容について具体的に規定していないが、本規則草案は、この点について具体的な記録事項を定めている。
- c. データブリーチ報告：PDP 法は、データブリーチが発生した場合、72 時間以内の PDP 庁及びデータ主体への報告・通知義務を規定しているが、データ主体に及ぼすリスクが少ない場合等の例外規定を定めていない。この点について、本規則草案は、当該データブリーチがデータの開示・漏洩につながらない場合は、当該義務は課せられない旨を定めている。
- d. 域外適用：PDP 法は、事業者が、インドネシア域外に所在し、かつ、インドネシア域内に法的影響を及ぼす場合又はインドネシア域外に所在するインドネシア国民のデータ主体に法的影響を及ぼす場合には、同法が域外適用される旨定めているが、「法的影響」の具体的内容・判断基準について規定していない。そのため、本規則草案において何らかのガイドラインが示されることが期待されたが、同草案はこの点に関しては特段の指針を示していない。

3. 法令対応作業の進め方

本規則草案は未だ草案であり、制定時には内容が変更されることがあり得る。PDP 法の法令対応作業を実施するにあたっては制定時期が気になるところであるが、2024 年 10 月に本 PDP 法の施行猶予期間が終了するため、本規則も当該時期までには制定される可能性が高いと思われる。もっとも、いつ頃に正式に制定されるのかを正確に予測することは難しい。また、PDP 庁によって本規則以外の下位規則が制定されることも想定される。

このような状況でどの程度まで法令対応作業を進めるかが問題となるが、少なくとも、データマッピング等の一定の作業は、既に現時点において一定程度確度の高い形で実施可能だと思われる。本規則草案には適法性の根拠の判断基準、データ主体への通知が必要な事項、記録事項等が具体的に規定されており、これらが本規則制定時に大きく変更される可能性は高くないと思われるからである。データ保護法の法令対応作業には一定の時間がかかるのが通常であることから、本規則草案において具体的な指針が示されている対応作業については、同草案を参照して対応を開始し、本規則制定後に見直しを行い確定させる方針も考え得るところであろう。弊所は、GDPR 対応に加えてアジア新興国の個人データ保護法対応についても豊富な経験を有するため、PDP 法の法令対応作業についてご不明点やお悩み等があればいつでもご連絡いただきたい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報室 newsletter@nishimura.com